
平成21年 第5回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成21年6月23日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成21年6月23日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

出席議員(14名)

| | |
|--------------|--------------|
| 1番 板 井 隆君 | 2番 仲 田 司 朗君 |
| 3番 雑 賀 敏 之君 | 4番 植 田 均君 |
| 5番 景 山 浩君 | 6番 杉 谷 早 苗君 |
| 7番 赤 井 廣 昇君 | 8番 青 砥 日出夫君 |
| 9番 細 田 元 教君 | 10番 井 田 章 雄君 |
| 11番 足 立 喜 義君 | 12番 秦 伊知郎君 |
| 13番 亀 尾 共 三君 | 14番 石 上 良 夫君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 谷 口 秀 人君 書記 ————— 伊 藤 真君
書記 ————— 古 曳 正 之君
書記 ————— 加 藤 潤君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 藤 友 裕 美君
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ———— 三 鴨 英 輔君
総務課長 ————— 森 岡 重 信君 財政室長 ————— 唯 清 視君
企画政策課長 ————— 長 尾 健 治君 地域振興統括専門員 ———— 仲 田 憲 史君
税務課長 ————— 米 澤 睦 雄君 町民生活課長 ————— 分 倉 善 文君
教育次長 ————— 稲 田 豊 君 病院事務部長 ————— 陶 山 清 孝君
健康福祉課長 ————— 前 田 和 子君 保健対策専門員 ———— 櫃 田 明 美君
建設課長 ————— 三 鴨 義 文君 上下水道課長 ————— 頼 田 泰 史君
産業課長 ————— 景 山 毅 君 農業委員会事務局長 ———— 真 壁 紹 範君
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（石上 良夫君） おはようございます。

8 番、青砥議員は、所用のため若干おくれるとの連絡を受けておりますので、よろしくお願
い
します。

ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しており
ますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石上 良夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

6番、杉谷早苗君、7番、赤井廣昇君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（石上 良夫君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（石上 良夫君） 日程第3、前日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

9番、細田元教君の質問を許します。

○議員（9番 細田 元教君） おはようございます。昨夜のきのうからの豪雨も上がり、きょうはさわやかな一日になるようでございますが、この議会もきのうと打って変わったさわやかな議会に一日してまいりたいと思います。また、きのうの豪雨で各町村で災害が出ているところもございます。我が南部町では、幸いにしてそういう災害がなかったことは聞いておりますが、田畑等大変だったと思いますけども、町民の皆さん方も本当に御苦労ですけども、今後もこういうゲリラ雨みたいなもんが降るかもしれませんので、お気をつけいただきたいと思います。

早速質問させていただきます。

両長田と書いてありますが、要は東長田、上長田地区の交通不便対策でございます。これについては、過去にも塚田議員、1番の板井議員等が一般質問を何回となくされておりました。これは今月3月議会にこれが上程され、認められ、6月から2カ月間、試行運転をするということに決まっております。今確かに6月入って試行運転しております。この運転に関してでございますが、今それを利用しておられる方は大変喜んでおられますし、その反面、本当にちょっとこのままでいいのかなという疑問を抱いている方もございます。その中で、まだ途中ですけども、6月のきょうは23日現在を通じてどのような状況になっているのか、わかるところで結構でございます、お教えいただきたいと思います。それに何か今後このバス検討委員会等もございまして、これがどのような方向にもっていかれようとしておられるのか、それを1点お聞きしたいと思っております。

続きまして、2点目の防災コーディネーターについてでございます。これは先日の一般質問の中にも取り上げられまして、大変いろんな意見が出ておりました。何をしているのかわからないと

かいろんなことを言っておられましたけども、この防災コーディネーターにつきましても、本年3月議会においてこれは議決されたものでございます。皆様方も御存じのように、我が南部町は平成12年10月に鳥取県西部大地震を味わったところでございます。震源地はくしくも鎌倉山が中心でございます。一番の源でございます。それを契機にして、鳥取県の県の方も防災監というような役職もつき、防災については一方ならぬいろんなことを、施策を県もしております。こういう下地がありまして、今回防災コーディネーターというのが3月議会に提案され、私は時を得ていると思っております。

皆さん方も御存じのように平成12年に起きたあの大地震、記憶に新しいと思いますけども、もう8年、9年前でございます。ちょうどコンベンションセンターで介護保険の推進協議全国サミットを開催中でしたことは記憶に新しいと思います。そのとき、あのときにすごい被害が出たのも知っておられると思います。その中で我が南部町は一人の死者も出ず、また家屋半壊、石垣崩壊、いろいろありました中でも、独居老人とか高齢者世帯、高齢者に対しての把握、掌握がいち早くできておったのも事実でございます。これはたまたま坂本町長が福祉の町づくりに力を入れておったおかげでございます。そのとき社協の職員が、ヘルパーさんやちが、自分やちの担当しているところ、高齢者を全部回れ、中央公民館と地域の公民館等に安全確保されたのも事実でございます。このような土壌があります。これを体系化しようかというのは今度、私はコーディネーターじゃないかと思っております。地方分権という世にささやかれておりますが、現在、今も地方分権は進んでおりまして、いろんなことを町がしております。この地方分権の最たるものがこの地域振興区であり、私はこの一つの施策としたのがこの防災コーディネーターであり、福祉コーディネーター、前は地域福祉コミュニティソーシャルワーカー養成というものでしたけども、今、地域福祉コーディネーター、これらのことが一つ一つの施策としてあらわれてると思っております。この南部町で本当に交通の便の悪い、例えば大木屋、伐株、赤谷、入蔵、八金、上野、荻名、このような厳しいところでも回ってみましたならば、皆この住みなれたところがいいと、私は一生ここで生活したい、そういう高齢者はたくさんおられます。これらを安心して、また安全を確保して施策をするというのは、私は行政として当たり前だと、当然だと思っております。この防災コーディネーターがこのような方向に向かっていかれることを強く念願しております。その中で3点ほど質問させていただきます。

今、南部町には7つの地域振興区ができております。この地域振興区の中でこの防災コーディネーターの取り組み、またどこが立ち上がって、今後立ち上がろうとしているのか、それを一つお聞きしたいと思います。

それによって今後の方向性でございますが、きのうの一般質問等お聞きしましたならばある程度わかりましたけれども、それ以外にまた言うことがあれば町民の方に教えていただきたいと思います。

3点目の、これは今、平成12年に始まりました地震のことで言いましたけども、この防災コーディネーターとこの地域福祉、この関連、私は大事だと思っております。これをどのように考えておられるのか、これについてもお聞きしたいと思います。

以上、壇上からでございますが、後は下において再質問させていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） おはようございます。

細田議員の御質問にお答えをしてみたいです。

最初に、両長田地区交通不便対策についてでございます。両長田地区の交通不便対策につきましては、昨年南さいはく地域振興協議会が関係集落だけの問題ではなく振興区全体の課題としてとらえ、全世帯を対象としたアンケート調査や移動手段に支障を来しておられる方への聞き取りなどをされ、調査結果をまとめられました。これをもとに地域振興協議会と協議した結果、町としましては集落からバス停までの住民の方の交通手段を確保する試験運行に取り組むことにいたしました。上長田地区につきましては、月曜日と水曜日に、赤谷から★牛、入蔵集落を回り入蔵入り口バス停までを、東長田地区につきましては、火曜日と金曜日に、二桝から金ヶ崎、八金集落を回り今長バス停までを1日3往復運行することに決定し、6月1日から7月31日までの2カ月間、試験運行を実施することにしております。

現在約3週間が経過しており、今日までの利用状況について報告いたしますと、利用された方が、開始から9日間運行しました6月15日現在、合計56人、1日平均6.2人となっております。主に通学、通院、買い物のため、高齢者、小学生を中心に利用されております。この試験運行を実施するに当たり一日の運行ダイヤ、便数を決める際、定時運行にするのか、予約制によるデマンド方式にするのか検討しましたが、実態把握のための試験運行ということで定時に走らせてみようということになりましたので、当然利用されない時間帯の便も出てくるかと思っております。2カ月間実施した後に利用状況を分析し利用された方の御意見などを伺った上で、本格的に運行していくのか、別の形で対策を講じていくのか検討していく考えであります。したがって、試験運行後直ちに本格運行を実施することにはならないのではと考えております。

赤井議員の御質問でもお答えしましたが、この問題は地域全体の合意の形成や協力体制が必要

でありまして、今後も振興協議会などと連携しながら取り組んでいく考えでありますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、防災コーディネーターについてでございます。各振興協議会では発足以来、地域防災力向上のためのさまざまな取り組みをしていただいております。平成20年度の事業実績から特色ある取り組みを一部御紹介いたします。

例えば会見の仲間山振興協議会におきましては、平成12年の鳥取西部地震の記憶を風化させることなく地震の際の対応を日常的に心がけるために、地震体験者による震災体験学習を実施されました。あいみ富有の里振興協議会では、災害時ばかりではなく日常的に自衛消防団との連携を図るために定期的な話し合いを重ね、それらの話し合いから、総務、企画部とふれあい部の皆さんを中心にしたきめ細かな防災サポートマップを作成されました。大国地区の振興協議会では、防災無線の一斉点検、心肺蘇生法やAED、つまり除細動器を利用した救命救急講習などを実施されております。これらに加えて同振興協議会では、各集落が集落づくり計画に基づいた実践の取り組みとして消火栓の点検、放水訓練、防火水槽に堆積した土砂撤去などが行われております。また防災コーディネーターにつきましては、現在4つの振興協議会で採用がなされており、残る3協議会でも早晩に採用される予定と聞いております。町では既に採用された防災コーディネーターの皆さんには、町の防災施策や新型インフルエンザの対応などの研修を実施しております。また、今後採用予定の皆さんにつきましても、速やかに研修の実施を行う予定であります。

次に、防災コーディネーターと地域の防災力の向上の今後の方向性についてお答えします。防災コーディネーターの皆さんには、地域の防災力向上の牽引役として今後3年間でさまざまな研修を受けていただくことを考えておりまして、現在その案を各振興協議会に御相談しております。あわせて3カ年で各振興協議会に到達していただきたいと町が考えております防災レベルにつきましても、素案をお示しし御相談をいたしておるところでございます。これらに加えて、先ほど申し上げました各振興協議会の防災の取り組みも、防災コーディネーターの配置によりさらに充実することを期待しております。また地域の防災力向上は、そこにお住まいの皆さんの取り組みによるところが大でございます。そのため防災力向上の実現に向けての地域での話し合いや人材の育成、より具体的な防災対策メニューの提案、アドバイスなどを防災コーディネーターの方にお願いをしたいと考えております。

私たちは平成12年に鳥取西部地震による被災体験をしております。その教訓として、ふだんから地域コミュニティーが充実している地域では地震発生における初期避難、そして避難所生活から住民生活への復旧まで比較的スムーズに行われ、被害も最小限にとどめられること、また大

規模な地震が発生した際、地震発生後72時間は地域住民同士の助け合いが中心になることなどを学びました。つまり人命尊重を基本とし、常日ごろより地域住民一人一人の防災意識を高め、人的被害を出さないよう努めるとともに、有事に迅速に地域内で助け合うことができる体制づくりが必要だと考えております。しかしながら、地域社会においては防災意識を高めたり、あるいは自主防災組織の核となるコーディネーター的役割を果たす人材が十分とは言えないというのが現状ではないでしょうか。このような状況を打開し地域防災力の向上に資することが、防災コーディネーターと地域防災の今後の方向と考えております。

地域福祉との関連でございます。先ほど御説明申し上げました防災サポートマップの作成を例にとってお話をいたしますと、サポートマップを地域の方が力を合わせて作成される作業は、まさに地域の福祉力を向上させるための活動であります。そして災害発生時にはそのマップが安否の確認や人命救助の重要な情報、つまり災害対策並びに防災の情報となるわけであり、日常の声かけ活動も同様であります。お年寄りや子供さんやの毎日の声かけ活動の情報が安否の確認となり、その情報の蓄積がいざというときに災害対策情報になるわけであり、このように福祉の活動と防災の活動はコインの表と裏の関係と私は考えております。前にも言いましたとおり、防災力のある地域社会とは地域コミュニティが充実している地域であります。この点から防災コーディネーターの任務の基盤をなすのは、その地域福祉、御近所福祉が充実した支え合う地域づくりであると考えて次第でございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ありがとうございます。何点かお聞きします。

まず、交通不便対策からでございますが、きのうの赤井議員の一般質問の中で共助交通システムということがございました。これは県の事業で予算化してあって自己負担はないというようにお聞きしましたが、これと今の交通不便対策で行っております、まだ試行運転でございますが、これとの関連性はどのように、またこれをどのように生かされようとされているのか、1点お聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長、長尾でございます。御質問にお答えします。

昨日、赤井議員よりお尋ねがございました共助交通システムにつきましては、今細田議員がお話しのとおり県の事業として取り組んでいただくものでございます。もう少し具体的に、おさらいを兼ねまして申し上げますと、共助交通システムにつきましては、例えば集落の中で車で送迎できる人が、車が運転できない人を送ったり迎えたりするというその助け合いのシステムをどう

したらできるんだらうかということで、ことしプロジェクトチームをつくっていろんな方に意見をいただいて検討していくというものでございます。それから、この南西伯の俗に言う乗り合いバスでございますけども、これにつきましては集落からバス停までの距離が非常に長い集落が上長田地区、東長田地区でございます。そのバス停までの間を何とか交通の手段を確保するという趣旨で考えられた仕掛けでございます。これも補助事業でございます。具体的に今申し上げました2つの仕掛けでございますが、これを相互に絡め合ってという趣旨でございます、いずれも試行段階並びに検討段階ではございますけども、1つのもので十分皆様のその交通の手段を確保できるということではないのではという趣旨で、いろいろなやり方を補完し合ってという趣旨で2つの方法を今、検討並びに試行しておるところでございます。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） このシステムは集落内の助け合いシステムであって、県の事業で補助金が出ているというふうに解釈をしたいと思っておりますし、今2カ月間の試行運行についても助成金で動いていると。そういうことで今6月15日現在、1日平均6,2人、厳しい谷合いの中で、それでもそういう人たちは大変喜んでおられます。あの黄色いバスを動かすときの、今試行運転であるかもしれませんが、費用対効果は今現在どのように、それでこの県が推し進めております共助交通システムとを比べられまして、費用対効果についてはどちらがどうなってるか、わかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 現在試行、試しております南西伯のバス運行、ワゴン車でございますけども、これについては試行でありまして料金徴収はしておりませんので、料金設定をしております関係で、そのコストパフォーマンスという部分にまだ踏み込んでおりません。（発言する者あり）そうです。はい。あくまでも試行で、どのぐらいの利用者がおられるかというような状況を把握したいということでございますので。昨日の赤井議員さんの御質問にありました共助システムにつきましても料金設定等はこれからでございます、まだコスト的な試算に入っておらんというところでございます。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） いずれ6月、7月終われば、この結果を見てまた対策会議開かれると思っておりますけども、そこでまた練り直しとかいろいろされると思っています。費用対効果について、今個人負担は求めていないと。今普通この黄色いバスのときは、どこを回ってぐるぐる回っても150円ですね。最低はだれでも150円と解釈をいたしますけども、そういうときにかかった

費用なれば、黄色いバスがいいのか、ボランティア組織みたいな、共助交通システムのようにされるにもお金がかかりますけどそういうのがいいのか。私が提案したいのは、我が町内にはこの黄色いバスを一つとして、そういう交通手段の事業をやっている資源があります。まず、具体的にはタクシー業界では西伯タクシーさん、また福祉関係では介護・福祉タクシーがごさいます。これも青色、青ナンバーをとっておりますので、これは送迎もできますし可能だと思います。これには、本町では4社、実際今動いております。こういう資源がごさいます。今度の検討委員会等には考えられまして、この本町のバスをなくすわけになりませんので、そこまで、言うならば小回りのきくのがいいのか、それに対する助成金でどのような対応ができるのか、これらの町内にあるそういう資源を活用されまして、ぜひともこれがうまくできるようなシステムにしたい。今言いました不便地域、皆さん本当にここで生活したいということをおられる方ばかりでございます。これらが低料金で、また補助金も少なくてもできる方向をこれらの県とかいろいろなことを活用しながらぜひとも今度の2カ月間終われたときの検討材料として、それらの方も資源としていかに活用されるか、ぜひとも検討していただきたいということをお願いしたいと思いますが、担当課長としてはいかがですか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。

貴重な御助言賜りまして、ありがとうございます。検討委員会でただいま御教示いただきましたことを十分に活用していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。（発言する者あり）

申し添えますと、現在南西伯、上長田、東長田地区で運行をしていただいておりますワゴン車による送迎であります。これは町内の業者さんをお願いしておるところでございます。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ぜひとも町内にあるそういう資源を活用し、補助金ができるならば、そういう人たちも一緒になってそういうところをお助けいただきたいと思っております。

次、防災コーディネーターの件でございますが、これについては、るるきのうからの一般質問等ありまして大体わかりましたけども、私が、いつぞや法勝寺で法勝寺振興区の防災コーディネーターの方と出会う機会がございました。その方とお話ししたならば、防災とこういう福祉というのは今町長が言われましたコインの裏表、どちらが先になってもやっぱり一緒になると思っております。そのような言っておられました。その女性の方でございます。ああ、僕はすごいなと思っておりました。ぜひともこの防災コーディネーター、ただ地震だけではございません。今社協がこの地域福祉力向上事業で地域福祉コーディネーターとして地域の福祉マップを今、各部落でどんど

んどんどん出てつくっております。これに防災コーディネーターができたところと一緒にこれらをされればもっと効果があると思いますけども、その点についてひとつ見識というか思いがありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 議員御指摘のとおりと考えております。具体的に少し御説明させていただきますと、現在、町の防災担当の方と相談しまして、各振興協議会の方に防災コーディネーターの活動の中身を御相談しておるところでございますが、今議員がおっしゃいましたように地域の福祉力を基盤としての活動というのも、5つの柱があるんですが、その中に入っております。具体的には集落の自主防災組織の結成及び育成に関するこの活動の中に、集落の災害時における要援護者リストを各集落でおつくりいただくということ、これはもう先ほどの答弁で町長もおっしゃられたとおり、御近所福祉、地域福祉に基礎を置く活動でございますのでというようなところでございます。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） そのとおりでございます。これとね、防災マップとこの福祉マップというのは本当に裏表のような気がします。この福祉マップの中には今言った独居世帯、それと高齢者世帯、昼間独居、そういうのを全部書き込みます。羅列じゃないですよ。マップに落とすんです。よく地震があったときの中で、ようテレビでは出ますけど、レスキュー隊が屋根上がって穴あけてぽっと持ち上げる、人を助けますね。あんとときには物すごい効果があるんです。あそこの家の独居の寝たきりのおじいちゃんは、8畳の間のまくらは南まくらであそこの部屋に寝てる。地域の人には知っておられます。それを今、福祉マップに落としております。これから各部落に社協を中心として今、動いております。それと防災コーディネーターの人やちと絡めましたら、こういうときには、例えばの話ですけども地震があって家がつぶれたと。あっこの部屋のあっこの屋根の下、あっこにおんなるけん、あっこ穴あけて。すぐできるんですね。そのような福祉の方では今進んでおります。これもぜひとも福祉防災マップ、防災コーディネーターと連携されまして、一緒になって本当に住みよい安心、安全なこの町をつくっていただきたいと思っております。これはお願いでございます。ぜひともそういうことを協力しながらやっていただきたい。

もう1点お聞きしたいのは、この事業は3年間交付金で動く事業でございます。これは本当に地域のためにぜひともなってほしいんですけど、3年間過ぎたときにこのシステム、地域福祉コーディネーターと防災コーディネーター、これらの人やちはどのような位置でこの協議会に残っ

て活動されるようになるのでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 事業年限が3年という決まりがございますので、それは3年が経過する時点で活動内容、それから地域への防災にかかわるさまざまなことの浸透度を十分検証して、その後継続するか、また形を変えていくかということを検証したいというふうに考えております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 一つの提案でございますが、何でも少数精鋭というのは大事なことでございます。各地域振興区には会長、副会長初め事務員がおられます。そのように手当も出ております。今度は防災コーディネーターが出た手当もついております、3年間は補助金で。これからの地域のためにするならば、私は防災コーディネーターが防災ばっかしじゃないと。私はこれしかできませんというような人、それをとるんじゃなく、それを中心としたオールマイティなそういう人をぜひともしていただきたいと思っておりますけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 議員のおっしゃるとおりであると考えております。少し、現在のうも実はほかの議員さんからの御質問がありまして紹介したんですが、きょうはもう少し踏み込んで御説明を申し上げたいと思っております。

防災コーディネーターについて、今振興協議会にこういう目標で取り組んではいかがですかという御相談をしておるその5本の柱というのをちょっと紹介させていただきます。防火意識の向上に関することが1点でございます。これは知識の取得、集落への啓発活動などであります。2点目が地震、大雨、大雪などの防災意識の向上に関することでございます。3点目が新型インフルエンザの知識、そして対応ということ。そして4点目が住宅用火災報知機の普及に関すること。5点目が集落の自主防災組織の結成及び育成に関することでありまして、これらの活動を3年で段階的に高めていくということでございます。

議員の御意見にありましたように、その過程でかなりこれを担う防災コーディネーターさんというのは、いろんな地域についての知識、情報、そしてノウハウを身につけられると思っておりますので、貴重な人材になると思っておりますので、また3年経過する際にはそれをどういうふうに発展させていくかということを考えてまいりたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今、最初に言われました防災レベルを3年間で持ち上げるという

のは、今言われたことですね、ほっとらば。

それでもう1点は、情報があるかどうか知りませんが、お聞きしますけども、この防災コーディネーター、地域防災組織、これらは全国的に私の情報によりますと、今問題にされてます東海大地震、これらにも関係するところの静岡県付近等が自主防災組織を立ち上げ、住民同士がそういう組織を持っているということは伺っておりますが、全国ではほかにまだいろんなところがあると思いますが、聞いておられたら教えていただきたい。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 防災コーディネーターを町に、防災コーディネーターさんがおられる町というのは、私が知る範囲では南部町だけというふうに認識しております。（発言する者あり）

自主防災組織につきましては、今議員の方から御発言がありましたように、非常に危機感、危機レベルが高い地域においてはつくっておられるということは聞いておりますが、具体的に、今どこどこということにはちょっと存じておりません。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 私の知ったところでは、東海大地震が起こるであろうという東京中心、名古屋中心のあの東海中心の市町村等がこの自主防災組織をつくられていろんな訓練をされてるということは聞いております。そういう絡み等ですけども、ぜひともこれらが早く軌道に乗り、この自主防災組織が立ち上がり、私のところの住んでいる南部町でもいろんな防災訓練ができるねというような前向きな意見も出ております。また、法勝寺の防災コーディネーターになられた女性の方も、これから福祉と絡めていろんなことができる、希望に燃えておられました。これらが生かされるように、今後とも私は国、県の力をかりながらでもこの南部町でぜひとも成功させていただきたい。なぜならば、この南部町に住んでよかった、住みたい、このまま住みたいという人が、この限界集落という言葉は今悪いですけども、そういう部落の方は今おられます。これらの方を安心、安全で守られるような、私は一つの施策であると思っております。ぜひともこれが生かされるよう全力挙げてサポートしていただきたいと私は念願しておりますが、最後に町長の御所見を伺って質問を終わりますが。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。大変心強い御質問やまた御提案もいただきまして喜んでおります。

福祉でもそれから保健でも防災でも、小さいほどその成果が上がるということになっております。そういう小さなくくりの中で施策を行うほどその効果が上がるということが言われております。

すし、今そういうことから全国的にこの合併を機に、非常に多くの自治体でこのような自治組織と言いましょか、助け合いの組織、コミュニティーの醸成に資する事業と、さまざまなことが取り込まれておりまして、そういう取り組みに対して国の方がしっかり支援をしていこうと。これは総務省ばかりではなくて、建設省にもある、農林水産省にもある、厚生労働省にもある。いろんな省庁挙げて、そしてまたその省庁が連携してそのような取り組みを応援をしていこうということになっております。

私は地域振興協議会の施策を提案したときには、唐突な観もあるというようなことで随分御批判もいただいてまいったわけですが、今はこのようになって振り返ってみますと、やっぱり施策が進んでおったとこのように思っております。これはもちろん賛成、反対いろいろ御意見はありますけれども、そういう新しい時代の新しい施策だったと、このように思っておりまして、私はその中核をなすのがこのコーディネーターというものではないかというように思うわけです。というのはさっきも言いましたように、防災やそれから安心、安全の地域づくり、福祉といったことはコインのもう表と裏ということになっておりまして、本当にそういう意味で中核をなすものだ。そしてちょうど都合よくというんでしょうか、タイミング的にもいい時期に、国のこのようなふるさと雇用制度が創設されまして、自治体ではできない、直接雇用はできんわけですから、そういう民間の活動だったらできると、こういうことでございますから、まさにこの南部町の行っておるこのような地域振興施策に適用できる、そして人を1人配置をして3年間、しかも、しっかりそういう地域づくりに役立てることができるといったことになったわけですから、本当に渡りに船と言いましょか、喜んでいるわけでありまして、こういう制度を積極的に活用いたしまして地域の福祉や防災、保健、さまざまな課題を解決に向けて取り組んでいく、努力をしていくと、こういう考え方でいるわけでございます。よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ありがとうございます。

町長、これからも、また地域の住民の安心、安全、また地域住民を守るため、また南部町を発展させるためにはいろんな施策をされると思いますし、せないけんと思っております。これには、きのうの一般質問にもありましたように、いろんなことをしたときに法律はどうだとか、それに対する条例はどうだと、いろいろあろうと思います。けども、私は町長にお願いしたいのは、後から法律ができる、条例ができる、そのような取り組みをぜひとも進めていただきたいと思います。これは私のお願いでございます。やってるうちに国が法律をつくってくれたというような前向き、先進的なことと施策を今後とも始めたら、福祉コミュニティーソーシャルワーカーから地

域福祉の問題、この防災コーディネーターの問題、まだまだあると思います。これらをアンテナを張られまして、すべてはいろんな住民のためになるものならば取り入れていただきたいと思えます。私は後から法律ができたり、条例ができる、そのような動きをぜひともしていただきたいことをお願いいたしまして、ちょうど時間となりましたので終わらせていただきます。あと休憩なしに続行してやってください。

○議長（石上 良夫君） 以上で9番、細田元教君の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開は10時10分とします。

午前 9時50分休憩

午前10時10分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

引き続き13番、亀尾共三君の質問を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 13番の亀尾です。今回の議会の一般質問のしんがりをする事になりました。議長からの質問の許可を得ましたので、これから3点についてこの場から質問の骨子を述べますので、わかりやすい答弁を期待しておりますのでよろしくお願いします。

1つには、町職員の処分についてお聞きします。地方公共団体の役割は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする、このように示しております。このような中、4月30日の新聞報道では、障害者への手当に2件もおくれがあり、それを理由に処分をしたと、このように報道されております。しかし5月28日全協の場で、4件であることが明らかになりました。この中で最長は13カ月、短い方も7カ月、支給される手当が当該の方にとっては命綱とも言える大切なお金であります。驚いたことに処分の判断の基準が、支給がおくれた町民にかけた損害を考えることなく町行政に実害があるか否かを判断したという、この考えは世間一般の常識と言えるでしょうか。また、住民からは課長の処分について疑問の声を聞いております。町長は、このようなことにどのように考えておられるのか。そのような背景をもとにお聞きいたします。1つは、損害を受けたのは行政側で、町民が受けた損害を認めていないのはなぜか。2つ目には、2月の発見時にどうして2件にとどまり、あとの2件がわからなかったのか。3つ目は、課長がすべき職務の基本的な責務は一体何でしょうか。4つ目は、住民の中からほかに起こった事件のことも耳にしております。具体的な事実を明らかにする、このことを求めるものであります。

2つには、国保税の引き下げを求めることであります。6月5日開催の南部町国民健康保険運営協議会は、前年と同じ率ですることが決まりました。今、町民の生活実態は厳しく、先行きさえの明かりが見えてきません。国保加入世帯の方でお聞きしますと、税、公共料金の負担を感じることで一番に言われるのは国保税が高いと、このことを大半の人は指摘されております。この思いに行政は積極的にこたえるべきであり、あわせて会計支出の適正さを問い、質問いたします。1つは、保健事業費の財源についてお聞きします。2つ目は、収納率についてお聞きします。そして3つ目は、以前から申しておりますが、1人1万円の負担軽減を求めるものであります。

3つ目に、核兵器廃絶について町長の所見をお聞きします。非核の問題は、世界で今大きな変化が起こっております。アメリカのオバマ大統領が4月5日プラザで行った演説は、世界に大きな問題提起をさせています。それは1つは、歴代のアメリカ大統領が初めて核兵器のない世界を追求することを国の目標と宣言したことであります。2つ目は、広島、長崎への核兵器使用が人類的道義にかかわる問題を表明し、その立場から核兵器廃絶に対する責任を明らかにしたことであります。そして3つ目は、核兵器廃絶を世界の国々に対して協力を呼びかけたことであります。

この変化を重視して日本共産党の志位委員長は党を代表して、核廃絶1点に絞って見解を伝え、具体的行動を要請する書簡を大統領に送っております。これに呼応してオバマ大統領の代理から、核兵器の世界に対するあなたの情熱をうれしく思う。このような返書が送られております。このことは、オバマ大統領も本気で核廃絶の気持ちを強くしていることのあらわれではないでしょうか。大統領への書簡と米政府からの返書は内外で積極的に歓迎の声があり、反響を起こしております。しかし、残念ながらこの状況の中、逆流も起こっております。5月に北朝鮮は2回目の核実験をしました。これは国連安保理決議にみずからも合意した6カ国協議の共同声明に明白に違反するものであります。この暴挙への対応は北朝鮮に核兵器開発を放棄すること、そして6カ国協議に無条件に復帰することを求めて、国際社会が一致結束した行動をとることが大切と考えます。武力による対抗ではなく、粘り強く非核の国際世論を背景に外交での解決を図ることが求められているのではないのでしょうか。町長に所見をお聞きします。1つは、アメリカ・オバマ大統領のプラザでの演説をどのように評価されているのかお聞きします。2つ目は、非核宣言の町の姿勢は、日本が世界で唯一の被爆国であり、国際社会で核廃絶のリーダーの役目を果たすことを政府に求めることが必要と思いますが、どのように所見をお持ちかお聞きするものであります。

以上でこの場からの質問は終わります。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾議員の御質問にお答えをしまいたします。

まず最初に、処分について町の判断と基準を問うということでございます。このたびの処分につきまして改めて御説明を申し上げます。初めの2件、特別障害者手当と障害児福祉手当の県への進達処理がすべて終わりました時点から、この職員に対する懲戒処分につきまして検討を重ねてまいりました。しかし4月に入り、人事異動による引き継ぎの中で、新たに2件の放置書類が発見されたために一連の案件として再検討を行い、処分を決定いたしました。処分を決定するに当たりましては、他の自治体での事例などを勘案し決定したところであります。いわゆる処分の程度ですね、これは他の自治体での事例などを勘案して決定したということであります。長期にわたり申請書類を放置し、また紛失したことは、行政職員としてあってはならないことでありまして、これは職務怠慢であり住民に対する信用失墜行為であります。加えて、このたび申請された制度は、在宅で常時介護を必要となさっている御家族に対し、重度の障害のために発生する精神的、物質的な特別な負担を軽減する一助として手当を支給することで福祉の向上を図ることを目的としているものでございます。これらの制度を考えると、改めまして事の重大さを思い、御迷惑をおかけしました該当世帯や住民の皆様へ深くおわびを申し上げる次第でございます。お尋ねの件については損害を与えたわけでありますから、当然にその補償でもすべきと思いますが、職員も深く反省しお断りを申し上げる中で、御理解を賜り御容赦をいただき和解に至ったのでありますので、御了承をいただきますようお願いを申し上げます。

さて、2月の発見時にどうして2件にとどまり、あとの2件がわからなかったのかというお尋ねでございます。まず、申請書の受け付け処理の流れを簡単に申し上げてみますと、住民の皆様が窓口で申請書をお持ちいただきますと、その場で必要書類はそろっているかどうかの審査をします。一般的にはその場で不足書類などの提出をお願いし、そろった時点で町の受け付け処理を行い、県へ進達をいたします。4月に新たに発見した放置申請書は、住民票など書類不足のために受け付け処理がしていなかったということで、未処理として放置されていたものでございます。3月の時点で未処理案件や受け付け処理簿について他の職員が確認をいたしました。その時点ではわからず、4月の人事異動による引き継ぎで発見されることになりました。手当請求に関する請求書の受け付け日は給付開始決定月のもととなることから、町村の受け付け日は書類が完全に整った日とすることになっております。このことにより未処理案件がわかりにくくなっていたということで、改めて受け付け処理簿のあり方を改め、上司の進捗管理も行えるように書式などの改正を行ったところでございます。

なお、職員の懲戒処分については、地方公務員法第29条及び南部町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例を根拠として行います。ただし、同法第13条に定めてあります平等取り扱いの

原則にのっとり、南部町懲罰委員会を開催して慎重に審議を行い、委員会としての判断を得ます。また同委員会の公平性の確保のために、町長は委員となることを許されておりません。今回における南部町懲罰委員会につきましては4月28日に開催をされ、当該事由につきましては4月30日付で処分をしております。また本事件につきましては、職員本人からぜひとも弁済をしたいと反省の上、申し出がありましたことを申し添えます。

また、課長の基本責務は何かとの御質問でございますけれども、南部町行政組織規則第12条第3項に明記してありますように、課の所掌事務を処理し、課員を指揮、監督することでございます。課長の処遇について疑問の声があるとの御質問でしたが、私は適材適所ということでそれぞれの能力に応じた人事を行っていると思っております。

次に、国保税の引き下げを求める件でございます。まず、保健事業費の財源についてでございますが、保健事業は、国民健康保険法第82条で特定健康診査を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、健康教育、健康相談、健康診査、その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならないと定められておまして、疾病を早期に見つけて重症化を防ぎ、地域全体の衛生、保健向上を図るために行っております。その保健事業の財源についてのお尋ねですが、平成20年度の実績見込みで総額2,958万円に対しまして国、県より1,201万円、一般会計から666万円を繰り入れております。残り1,091万円を国保会計から支出しております。この保健事業費には特定健康診査等事業費、保健施設普及費、健康施設管理費の3つの事業がありますので、事業別の財源について御説明をいたしますと、特定健康診査等事業費につきましては国、県が5割程度負担しており、残りを国保会計から支出しております。保健施設普及費、これはドックなどに対する費用でございますが、県が約1割を負担しており、残りを国保会計から支出しております。また、健康施設管理費、これは健康管理センターすこやか維持管理費と保健師1名、管理栄養士1名の2人分の給与費を支出しており、財源としましては国と県が約4割を負担し、一般会計から約3割の繰り入れを行っております。残りの3割に満たない部分540万円程度を国保会計から支出していることとなります。この健康管理センターは国保特別対策費補助金で建設されており、国保施設であると理解しておりますので、調整交付金や人件費の割り戻しを除いた部分についての負担は現行どおりとさせていただきますようによろしくお願いいたします。

次に、収納率について問うということでございます。収納率とのことですが、これは徴収率のことではないかと思えます。そういうことでお答えをいたします。平成19年度は93.9%、平成20年度は91.6%と2.3%下がっております状況でございます。下がった原因は、主に平

成20年度から始まった長寿医療制度へ75歳以上の高齢者が移行されたことが大きく影響していると理解をいたしております。徴収率は保険料に影響する重要な事柄でございますので、今後とも徴収に努力し、高い徴収率を目指したいと考えております。

最後に、1万円の引き下げを求めるということでございます。まず医療費の動向について申し上げますと、国保税の算定基準となります療養給付費についてでございますけれども、一般被保険者の1人当たりの療養給付費は、19年度に対して20年度では114.34%、高額療養費につきましては118.08%とそれぞれ大幅な増加傾向にあるところであります。これはそれ以前の18年度と19年度の比較でも同じような傾向にありまして、1人当たりの額は10%以上増加している状況でございます。10%以上増加しているわけでありまして、国保税を算定するためには当然のことながら保険給付の状況が重要となってまいりますが、さきに述べましたように、毎年保険給付費が増加している中で、21年度は基金の取り崩しを行うことで国保税の税率を変えず据え置きが可能ではないかと試算をしたところであります。

また、議員も御承知のことですが、基金につきましては国保税の著しい変動を避け、予測外の支出に対応するために積み立てているわけですが、基金の残高としましては合併時の平成16年度2億3,557万円でしたが、平成19年度では1億8,263万円と減少してきている状況であります。現在、基金の積み立てについての厚生労働省の通知は、国民健康保険財政の基盤を安定、強化する観点から、保険者の規模などに応じて安定的かつ十分な基金を積み立てられたいこととあるように明確な数値は示されておりません。しかし、平成12年の通知では過去3年間の保険給付費の平均25%以上を保有していることとなっていたところでございます。この数字の比較をしてみますと、国が示していた基準を既に下回っているところでございます。しかしながら、現在の経済状況のもとで加入者の皆様の暮らしは厳しいものと推測いたしますので、増税とならないように基金3,000万円を取り崩して国保会計へ投入し、国保税率を昨年と同じとすることとしたわけでありまして、また、今年度から国保税を支払いしやすいように納付回数をふやし、8期から9期に変更するようにいたしましたので御理解ください。

議員のおっしゃる1万円の引き下げでございますが、既に基金を取り崩さなければならない状況において、さらに基金を取り崩して1万円を引き下げることは、将来を見据えて安定した国保運営を行っていく上で賢明な選択ではないと存じます。小規模保険者ゆえの不測の支出や保険給付が増加傾向にある状況で、急激な国保税の負担増を避けるためにもある程度の基金を保有しておくことは必要と考えております。医療の高度化が進む中、だれもが安心して治療が受けられる国民皆保険の制度を維持するために、今後とも住民負担の軽減を図りつつ、単年度だけを考える

のではなくて長期的な視点に立ち、子供や孫たちにツケ回しをせずに安定した国保運営をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

最後に、核兵器の廃絶についてでございます。オバマ大統領の4月5日プラザで行った演説と書いてありますけども、いろいろ調べてみますとプラザではなかったというように、どこのことなのかわかりませんが、チェコのプラハではないかと思っておりますけれども、そういう4月5日にはそこに行っておられますのでプラハでの演説というぐあいに置きかえてお答えをしてみたいと思います。

演説の概要を読みますと、オバマ大統領のすごさというものを痛感いたしました。100年に一度の経済不況といった先行き不透明で混迷する状況にあっても、いざというときにはすばらしい大統領を生み出すアメリカの底力といったものにも感じた次第であります。演説の一部を御紹介して、感想を申し上げます。

大統領はまず、核兵器を使ったことがある唯一の核兵器国として行動する道義的な責任があるといったしまして、広島、長崎への原爆投下について道義的な責任を述べております。その上で核兵器のない世界を目指して、具体的な方策をとるとして米国の安全保障戦略の中での核兵器の役割を減らすとともに、他の国にも同じ行動をとるよう要請するとしております。ただし、核兵器が存在する限りは敵を抑止するための核戦略の維持は必要であり、チェコを含む同盟国に対し、その戦力による防衛を保障するとも述べております。核兵器のない世界を理想としつつ、現実には戦略核兵器へ依存した安全保障構想でありまして、これは矛盾をしておるというように思うわけですが、そういう方向に踏み出そうとする姿勢を評価したいと、このように思います。

その第一歩として、核実験の世界規模での禁止、核分裂性物質の生産を検証可能な方法で禁止する新条約を目指すということも言っておられます。

次に、核不拡散条約を強化し、国際原子力機関にさらなる資源と権限を与えて、規則を破ったり理由なく脱退しようとする国に、すぐに実のある措置をとらなければならないと、これは具体的に北朝鮮のミサイル発射を強く非難をいたしております。

そして、最後にテロリストが決して核兵器を取得しないように強調しております。人類の運命は我々自身がつくるとして、繁栄し、平和な世界をともにつくりたいと、我々にはできるはずだと、こう結んでおります。これに対して、4月7日付の、ウォールストリート・ジャーナル誌というアメリカの新聞があるようですが、これはトルーマン大統領への侮辱であると反発をして、オバマ演説を幻想と批判していると報道もされております。そういう状況でございます。

私は唯一の被爆国として、核兵器のない世界を訴え続けた我が国の非核政策は、冷戦構造の中

では非常識のように扱われてきましたが、その崩壊とともに核の拡散が起り、テロリストの手に渡るといった事態の中で、我が国の主張が正鵠を射たものであったことが証明されたと思っております。同時に、核抑止力を持つために既に多数の国が核保有国となっている現状からは核廃絶の道は遠く険しいものでありまして、それをはっきりと認めて、なお核廃絶の困難な道を歩むというぐあいにされたオバマ大統領には感服をし、感動をさせられたところであります。

我が国も唯一の被爆国として、オバマ大統領と協調して、引き続き国際社会で核軍縮にリーダーシップを果たすように望むものでございます。以上、答弁といたします。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 答弁をいただきました。再質問をいたしますが、その前に、質問事項で文言に町長からの指摘があったのですが、2つ間違っておりましたので訂正をいたします。

国保の収納率と言ってますが、正しくは徴収率であったということ。それからオバマ氏が演説したのが、プラザじゃなくてプラハだということを訂正しておきますので、よろしくお願いします。

それでは、再質問いたします。まず、最初に取り上げました1つ目の問題の処分なんですけども、今議会の初日、6月の18日の質疑の中で明らかになった件がありますので、そのことからお聞きします。まず、森岡総務課長が全協で説明されたときが、内容が21年の2月、ことしの1月ですね、わかったこと、それは説明では去年の1月、そして5月の2件は2月に発見された、ことしですね、ですから、おくれた月数でいきますと、13カ月と10カ月ですね。県に進達し、そしてそれが支給がされた。しかし、もう一つ、4月に入ってから、7月と9月、おくれた月数でいきますと、7月が9カ月、9月が7カ月ですね、この2件は4月にわかったんだと。年度が20年度の分が21年度になったんで、それで年度がかわったから払うことがかなわなかったと、このような説明だったんです。私は後でだったんですけども、1月ですね、最初の2月にわかった分は年度でいきますと19年度の1月なんですね、それが今のかわって20年度に、2月に出したら、進達を受けたら出たということは、年度がかわっても関係ないではなかろうかということで、それで改めて初日の日に、こういうことなんだがということで説明を求めましたら、前田課長の方からの説明では、4月と9月の分は県から支給されなかった理由は書類がそろってなかったんで、受領ができなかったと、不備があったので、それで21年度4月までの間の支給はされなかったということだったんです。こういうことからすれば、森岡総務課長の説明は間違っていたということが判明できたと思うんですが、そのことについてどうなんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 言葉が足らず、年度を越えておったというような説明をいたしました。私も4月にかわりましたので、その辺の内容の詳しいところを持たずに説明をしておりました。基本的には説明したとおりの受け付け日がなかったということが原因でございました、原因というのか、受け付けの印がなかったということできかのぼれないということでございますが、その言葉を省略いたしまして、年度が越えておったためというような御説明をしたものでございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 課長がおっしゃるのは、自分の舌足らずだったとか、そういうことを言われて、十分にそのことを話さなかったことがまずかったということなんですけどもね、私はそれ全協のときに話されて、その時点で、あ、言葉足らずだったんだ、実はこうだということならいいんですけども、その場で訂正されるのはいいんですけども、全協が閉じて、そしてずっとこのままで来て、月が変わった今回の議会の初日に、違ったことがはっきり判明したら訂正して議会に対して謝罪するのが当然じゃないでしょうか。どうなんですか。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。言葉足らずであって、説明が不十分であったということでおわび申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 訂正されたと受けとめますが、私どもは住民から負託を受けて議会へこうして出てきております。その都度議会で議案ができ、それについて住民の目から見てどうなんだろうかということで、チェックする一番の役割を持っているわけなんです。そういうことを基本に置けば、やはり執行部としてちゃんと責任ある正しい説明をすること、このことが一番の重要であると思うんです。謝罪されましたが、そのことについてははっきりとそういうぐあいに認識されるのかということを改めてお聞きします。どうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 認識させていただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 課長はそのようにして認識されて謝罪もされました。今度しつこいようですが、町長もそういう全協に出席されておったんですが、行政の最高責任者としてやはり議会に対して謝罪するのが当然じゃないでしょうか。そのことをどうですか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 誤解を与えたような説明をしたということについては、申しわけなく、おわびを申し上げたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 次に移ります。実は、16日の初日のときに説明があったんですけども、いろいろ深めたんですけども、どうしても私が不思議なのは2月にわかった、その1月と5月の分がわかったと、進達してなかった。その時点で既に7月と9月に文書が自分の該当の方から届いてるんですから、それがどうしてわからなかったのかということなんですよ。不思議なのは、数でいいますと全協で一体何人ぐらいそのことに該当される方がおられるんですかって聞いたら、はっきり20何人とは言われなかったですけども、約20人と言われたんですよ。そういう中で、新たな新規の方ですけども、しかし、この数は膨大な数ではなくて、係であればきちんとそれを掌握し、また日々の事務がどう行われているのかということを中心にやはり課長、あるいは室長ですか、それが常にどうなのかということを確認する、このことがやられておたらこういう間違いは起こらなかったと思うんですが、その点について、課長かわっておられますので、今総務課長ですが、前課長としてどうだったんでしょうかということをお聞きします。前課長ですよ。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。前課長としてということでございますのでお答えしたいと思います。基本的には職員を信頼をして職員を信じながら仕事をしていただいております。その過程については監督する責任があるわけでございますが、その受け付けの書類簿の方に記載がなかったがためにこのようなことになったということで、深く反省をしているところでございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 昨日の赤井議員が、このことの職務の中で、課内での、その健康福祉課の中での日ごろの点検体制といいますか、相互の連絡ということはやっぱりきちんとやられてなかったんだからこういうことになったんじゃないかという質問があったと思うんですよ。先ほど当時の担当課長の森岡課長が言われるには、信頼をしているためだということは、そりゃね、信頼するのは当たり前なんですよ、同僚をね。だけど、それだけで終わってもいいものなのかということなんです。課長として、住民の願いとか、あるいは住民に対する手続というものをきちんとやらなければいけないということをはっきりと肝に銘じるべきだと思うんですけども、その点どのようなことが、例えて言いますと、週単位で総ざらいという言い方か、総体的に点検

するとか、横のつながりをもう一度課長自身がどうなのかということをやられておたらこういうことは起こらんですが、その点については信頼だけで解決するものではないと思うんですが、どうなんですか。考えられない。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。私も4月にかわってまいりましたけれども、ただいま亀尾議員さんの方から御指摘を受けたというようなことができているのかなというふうに顧みますと、非常に反省といいますか、自分自身至らないなというふうに感じているところでございます。室長が一番最初に職員を監督、指導するわけでございますけれども、その室長は課長自身も仕事を持っておる中で、受け付けがすべて1から10までできたのか、あるいはこの届けがあったものを入力が入力がすべて正しくされているのかっていうようなことを、所管の上司がすべてできるというものではなくて、非常に日々の業務の中で困惑をしているところでございます。といいますのも、今回起きました案件でございますけれども、事務のイロハの部分でございまして、それはごく一般的に言いますと当然できていて当たり前の部分であり、そこを一つ一つその届け書が本当に最後までできていたのかというようなことを日々やっていなかったというようなわけでございます。今回、改めまして書式を改正し進捗管理を行えるように、総務課長の方からも指示が参りましたので、現在そういうふうな業務を行っているところです。あってはならないことであり、できるだけそういうふうなことがないように職員を指導監督をしなければならないなというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） こちら辺も、書類がそろってなかったということなんですが、改めて聞くんですけども、1枚の書類で事足りることではないと思うんですが、一式何枚で、何が欠落しておったのかという、何枚じゃなくて何々で、書類がどういう種類であったのかということで、その中で何が欠落しておったのか、それを最初に来られたときは全く何も持ってこられてなかったと思うんですよ。書類がそろってなかったということは、4種類か5種類ある中で何か欠落しとったと思うんですよ。そのときにはっきりと、これがなかったらいけませんから、いついつまでに持ってきてくださいということを言われたのかどうなのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。初日でも少し申し上げたわけでございますけれども、まず住民の方が申請にお出かけくださいますと、申請書類一式とそれから添

付書類についての一覧表をお渡しし、こういう書類を整えてきてくださいというふうをお願いをしてお帰りいただきます。その後、書類をそろえてお出かけくださるわけですが、まだその時点でも不足する書類があるというわけでございます。今回の場合でございますけれども、特別障害者手当におきましては、申請書、それと診断書、御本人が受け取っておられます年金証書の写し、それから全部ではございませんけれども、介護なさっている扶養義務者の所得証明、そういうようなものをお出しいただくようお願いをしております。ケース、ケースで若干提出いただくものも変わっておりますけれども、それらを一覧表にしたものを、提出いただく書類をお渡ししているわけでございます。これをいつまでにお持ちいただくかっていうようなことまではお伝えしてないと思います。と申し上げますのが、全部そろった時点で受け付けということでございますので、御本人がお持ちいただいたときは受け付けになるということを申し上げて、いつまでというような指導というかお願いまではしていないのではないかなというふうに思います。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私が言うのは、私も調べてみましたんですけども、これはその年度初めから始まって、支給がですよ、それで、あるいは後半が締め切りだとかそういうことはなくて、とにかく末端の町の自治体が受け付けしたその日の、その月の次の月から支給が開始になるというぐあい聞いたんですよ。ということは、持ってこられたら住民の立場に立つならば、持ってこられたら、これはきょう受け付けたら、6月ですね、きょうなら、7月から出ます、6月中に持ってきてくださいよということを言う。しかも先ほど言ったように、わずかと言っちゃあ失礼があるかもしれないが、20人です、20人。それだけなら、そのことで1日か2日待って、来なかったら連絡してあげるという、そういうことが配慮ができなかったということが今回の状況だと思うんですよ。

そこで聞きます。それで、2月の時点でわかって、これは前年の1月、そして5月ですね、わかった。これは支給されたのは支給されたんですけども、しかし13カ月、10カ月のおくれというのはこれ大変な重大な損害だと思うんですよ、町民に対して。その時点でこれに対する検討をして、懲罰委員会というもんが実は4月28日に開催されたってことを言われたんですけど、どうして1月にこの住民に対する損害を与えたということについて、そういう意識がなかったんでしょうか。もしあったら、そのときに即座に開催されるのが当然だと思うんですが、懲罰委員会どうなんですか。懲罰委員長。

○議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。懲罰委員会をわかった時点にということでございますけれども、わかった時点ではまだそういった事務処理、そういったことが進んでおる経過の中でありまして、そのものがぴしっと進達をしてこういう処理をされるということが判明した時点で、その件についてどういう取り扱いをしようかということで懲罰委員会で検討しておりました。そのしておる過程の中でまた新たなものが起きてきたということでございまして、それを今度は総体的な4件を含めたもので考えていくということをしざるを得ないという判断で時期は遅くなったということでございます。ですから、1月の時点でわかってすぐということにはなかなか実際問題できません。まだ作業が進んでおりますし、県の方にそういった書類の進達ということがぴしっとできてないわけでありまして、そういう過程を見ながらその取り扱いを検討をしとる最中にまた起きたということでございますから、その懲罰委員会の時期はそういった時期にずれ込んだということで一つ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 確認します。全協で説明されたときは、懲罰に値するのは、実は1月と5月についてはお金が出ただけけれども、7月と9月の分にお金が出てなくて、町が、今は決算書決定がどうなるかわかりませんよ、町が払わなきゃいかんと、いわゆる弁償せなきゃいかんというので、この7月と9月については。それで、町が損害をこうむったんで懲罰の対象にしたという説明だったんですが、今の懲罰委員長長の報告を受けると、1月と5月の分も含めて総合4件に対しての懲罰の対象にしたというぐあいですか。はっきりしてください。

○議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。町に損害を与えたからということはないわけでございます。要は町民の皆さんにそういう迷惑をかけた、そういうことについてどういう処分をするかということであるわけでございます。たまたまそういったことについては、実質的にはそういう損失を与えた部分については、町の方もそれは予算化をして今議会にお願いをしておるわけでありまして、けれども、そういったことばかりじゃなくて、町民の皆さんにそういう公務員として職務怠慢、そういうことに伴って町民の皆さんに迷惑をかける、そういうことについての含みを持った処分だということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） これもまたちょっと食い違うんですよ。全協での説明は、何回も私も指摘したんですよ。そりゃ判断がおかしいじゃないかと、懲罰の基準が。1月と5月の方に、おくれることを大きな損害なんだけどもと言ったんですけども、たまたま新聞に報道されたのも、

その1月の時点のことは報道が、1月と5月のことを報道がされてなかったんですよ。新聞の報道に、町によると昨年7月と9月にあった計2件の申請をことし3月まで放置していた、住民の指摘でわかり同日付で処分したと、こうなってるんですよ。全協の中でもこのことを指摘して、1月と5月はどうなのか言ったら、いや、これは本人さんに支給されてるんでそうではないと、考えないという、そういうことだったんですよ。そうじゃなくて、今の説明では4件を含めてということだったんですけども、これも4件を含めてというぐあいに改めて訂正されるわけですか。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時02分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 今、そのときの議事録ということで、ちょっと確認をしてみましたけれども、そのようなことではないというふうに思います。植田議員の方から懲罰委員会は実害があったから開いたかというお尋ねがあって、私の方はあったから開いたということではないと、そういう事故が起きた、そのことについて懲罰委員会を開いたというふうにどうも言っておるようでございますので、誤解のないようによろしくお願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ということは、1月も5月も含めて懲罰の対象にするということで懲罰委員会が決定されたというぐあいに理解します。そうしますと、人事異動ですね、4月の、そのときに既に、発表にはなってないんですけども、懲罰の対象になって当時の健康福祉課長が、町の課長の中枢部分である総務課長に異動されたということは私も非常に不審に思う、不審というかね、おかしいと思うし、住民の方からも何で懲罰の処分を受けた方がこういうところへ行くんだと。町長の答弁では適材適所でやったんだということなんですけど、少なくともそういうことを処分を受けた幹部が中枢部分に入ることについて、非常に不自然だし、私自身もなかなか理解できんわけですよ。改めて適材適所と言われるんだけれども、それじゃ今まで健康福祉課の中で職員に対する日々の点検とか指導監督ができてなかったのに、また重要な、課長に順位をつけるわけじゃないですけど、一番中枢な総務課長に適材適所といえるのか、このことについてどうなんですか。

○議長（石上 良夫君） 亀尾議員に申し上げます。地方議会事務提要で、人事権につきましては

執行者の純粋な執行に当たりますので、その辺は注意して発言してください。

○議員（13番 亀尾 共三君） はい。だけでもお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 適材適所で人事を行うということを旨としております。少なくとも前任者よりも新しいポストで頑張ってもらいたいという激励の言葉も添えております。これはどの職員にもそのようにっております。

それから、誤解があるようですけども、処分が発令されたものを何でというようなことをおっしゃいますけど、処分を発令したのは4月の30日ですか、29日ですか、いつだったかな、30日ですね、人事の発令を4月1日ということでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） いつまでもこれやっちゃってもいけませんけど、しかし、発令は確かにその時点だったと思うんです。しかし、すぐに2月の時点でこういうことがあったから、ミスがあったから、はっきりわかったから監督責任の、指導責任の、あったのに発表がおくれたからそれは関係ない、それでは通りませんということで……（「発表ではないよ」と呼ぶ者あり）人事の発令があってということ、このことは理解できない。

それと、もう1点は内示というものがあると思うんですけど異動で、それいつになったんですか。

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午前11時06分休憩

午前11時08分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 内示は1週間ぐらい、大体前に早目にするようにいたしております。内示をしたからといって、机の中を全部あけてみるとか、そういうことではないのでわからなかったと。これは包み隠しなく本当にわからなかったということございまして、本当は私の気持ちからすれば最初の2件が判明した時点で、こういうものもありましたということを書いてくれれば一番よかったと思うわけですけども、残念ながらそうではなかったということで非常に悔しい思いも私はいたしております。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） もう時間がわずかしかありませんので、処分については大体そういう姿勢があるということがはっきりしましたので、国保のことについて移ります。

先ほどいろいろ答弁で、最初の質問に対して答弁がいろいろありました。私はその中で、財源もそうなんですけども、支出のもんでいわゆる健康施設管理費、いわゆる、すこやかですね、これに対する運営管理費で、職員も含めてなんですけども、これの仕事は国保の金の中から運用されているというような答弁だったと思うんですよ。これ国保の加入者オンリーが使うだけが限定された施設、職員なら別ですけども、あそこは町住民の全員、すべての方の健康福祉に増進する施設であるということからすれば、当然国から来ますいわゆる法定、国から補助金だとか、そういうもん来ますね、負担金だとか。それは法に基づいて、国保の方で使いなさいよという法に基づいたお金の範囲しか、ここの国保の会計に入ってないんじゃないですか。そういうことから言えば、やはり町民が広く使うものであれば町民が、一般のほかの財源の中から繰り入れていくのが当然じゃないかと私思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。先ほども町長の方から御答弁申し上げましたように、一般会計からは健康管理センターの運営費に係るものを約3割繰り入れを行っているところです。実質的に健康管理センターの運営費として国保が負担をしているのが540万程度ではないかというふうに考えております。これは人口に対する国民健康保険の被保険者の割合からいっても妥当な負担ではないかなというふうに考えておるところです。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は国保会計の中から若干いろんなそうだと思うんですけども、しかし、この中で国保の会計の中で賄うんじゃなくて、町全体の施設なんだから町全体の財政の中から出すことを求めるんですが、わずかな金額と先ほど健康課長言ったんですけども、それについては町の財政の中で見るという、そういう考えを町長、やっぱり持たれる気持ちはありませんか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。この国保の運営につきましては、人件費は当然入れてないわけでございます。それと保健師も7名、事務担当者のほかに配置しておりますけれども、保健師全体ではなくて保健師1名とそれから管理栄養士の人件費を1名ここで支弁をしております、さらにそれに対して一般会計から割り戻しをしているということ先ほど御答弁申し上げました。実質的に540万が少ないと私は申し上げたわけではございませ

んが、被保険者と人口割から比較をいたしますと、まあこれぐらいは国保の方で見てもいいのではないかなというふうに感じているところでございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 金額がどうしても国保の部分で賄うということなんですが、私は思うんですけども、一つここに財政分析結果というのを総括表というのが議会の方へ求めで出てきております。その中で、保健事業の中の率というものが町村平均でいくと指数でいくと3ぐらいなんですけども、本町でいきますとこれが倍からを上回っているような状況なんですよ。そういうことからすれば、やはり保険料とかそういうことの中では十分やっぱり考慮していくということをするべきだというぐあいと思うんですよ。だから、つまり、言わんとすることは何かというと、負担を軽減するためにはやはり十分町の方で、このような施設とか管理運営についてももちろんなんですけども、保険全体について支援すべきだと思うんです。徴収率のところでもあったんですけども、今まで93%が91%に減っているっていうこと、理由は長寿医療制度ですか、これが始まった関係で高齢者、75歳以上の方が抜かれて、この残った75歳未満の方の中の徴収のために落ちたということだと思うんです。考えてみますと、現役世代なんですね、自営業も含めてそういう中で、そういう中では今の長引く不況の中で大変な生活をされてるわけなんですよ。

住民の方のいろいろ声を聞きますと、ほかの税を決しておろそかにするわけじゃないんだけど、国保については命綱だと。本町では資格証明書までいってない、短期保険証なんだけれども、しかし命綱である以上は何とかして払わないけんということで必死で頑張っておられるんですよ。そういうものからいえば、やはり財源は基金を取り崩すことももちろんですし、一般財源を入れ込んででも負担軽減を図るべきだということを申し上げるんですが、どうなんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。これは毎回毎回、日本共産党の議員の方から国保税の引き下げを求められておまして、定番になっておまして私も定番でお答えをするよりほかに手がないわけですが、何かこう本当にそういうことが可能ではないかなというように考えまして、このたびの通告をいただいてから、インターネットで国保税の引き下げが可能かということで調べてみました。全国的に共産党のどうも共通の課題のようでありまして、多くのネットに掲載されているものの中で、共産党の市会議員さんとかいろいろ御質問なさっておられます。回答を見ますと、大体私が言ってるような回答をほかの市町村でもしておるということで、なかなかその引き下げのいい口実というか、分別が出てこないということでございます。

繰り返しになりますけれども、私ちょっと計算してみました。20年度の決算で保険給付費、

いわゆる保険給付費が安かったら国保税は安くていいわけですから、ですから保険給付費が8億1,651万4,000円という決算見込みになっております。8億1,600万払っているわけでありまして。このほかに後期高齢者の支援金で1億1,700万も払っておるわけですね。老人保健では5,200万払っておる、介護納付金では5,500万も払っておるわけですがけれども、そういうものを一切やめて、この保険給付費だけで国民健康保険税、一般被保険者と退職被保険者の合計額で割ってみますと2億1,686万5,000円になるわけですね、結局26.5%なんですよ。保険給付費の26.5%が税で賄われておるという実態になっております。被用者の場合は事業主が負担をいたしますので、大体半分払えばええというぐあいに考えますと、大体まあ、どうでしょうか、随分低い負担だと、このように思わざるを得んわけですね。現に、そうはいっても南部町では所得の階層が低いということがあって、さまざまな7割、5割、2割といった減免措置もございます。そういう適用者が非常に多いというのも特徴ですから、亀尾議員がおっしゃる国保税の引き下げという意味は、私は受けとめたいと思いますし、よく理解できるわけですね。ただ、一方ではそのような保険給付費の26.5%ぐらいしか賄えない程度しか負担をいただいておりますということなんです。

それで、これはちょっと保険給付と離して政治的にどうなのかと、よその町村と比べて南部町が特別に高いとかそういうことがあるのかということでもちょっと調べてみました。平成20年度の国民健康保険料率決定状況というのが、今20年度でございますけれども、南部町は6万5,925円で西部では最も安い方に類しております。日南町が5万2,260円というのがあります、これは別格ですけども、その次に位置するぐらい他の市町村と比べて、市も入れてです、米子はちなみに7万4,527円ということになっておりますから、9,000円ぐらい高いわけですね。ですから、この近隣の市町村と比較して南部町が非常に頑張っておいて保険税を低く抑えておると、そういうことを御理解をいただきたいというように思うわけですね。

このたびの経済危機でございますから、いろいろな事情はありますけれども、基金を3,000万円取り崩して率を昨年と同率にして何とか国保加入者の暮らしを守っていかうということ、そして、昨年は8期で納付をいただいておりますけれども、ことしから9期ということで、コンピューターの改善がなされて9期も可能だということですから、じゃあ、9期にしてごせということで9期にして、納めやすいように払っていただきやすいように対応をしているところでございます。もっと努力せよということはいくつかありますし、受けとめたいと思っておりますけれども、そういう状況も御理解をいただいて、とにかく後の世代に、今1万円取り崩して、できんことありませんよ、基金がありますから。それを後の世代にツケ回しするというような政策は私はだめだ

と思っております。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 町長から懇切な答弁をいただきました。1つは南部町の場合は6万5,000円でしたか、低い方だと。これはやっぱり所得との相関関係も十分考慮せないけんと思うんですよ。1つは、それで国保の場合は26.5%の給付費の中で占めてるということなんです。勤労者っていうんですか、勤めておられて社会保険の場合は半々なんですけども、ただ私が、国保の場合は所得一本じゃなくて固定資産とかそういうものも考慮になっているということと、それと、勤労者の場合はそのときの所得から、源泉徴取ですけども、応分に所得の中から引かれるんですけども、国保の場合は前年度の分から、もうけの中から算出して払うと。だから、その前年度で所得そのまま預託しとけばええことじゃないか、結果はそうかもしれません。しかし、去年は例えて言うと所得が200万以上あったとする、しかしことは非常にまあ、この不況の中で大変な状況であるんで、今っていうことで、そういうことがやはり十分考慮して、苦しいときにはやはり自治体として基金も取り崩すこと。それからもう一つ、一般財源の中からもこれを繰り入れて、何とかこういう中で町民のための負託にこたえていうことを積極的に行政がやるべきであるし、一つは国が行財政改革で毎年毎年社会保障の関係を2,200億円引いた、これをきょうのニュースで言っていました、見直したいと与党も言っているような状況ですので、今が踏ん張りどころであるというぐあいだに思って、何とか住民の負託をこたえていただくことを願って私の質問は終わります。

○議長（石上 良夫君） 以上で13番、亀尾共三君の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問は終わりました。

これにて質問を終結いたします。

ここで休憩をいたします。再開は午後1時とします。

午前11時25分休憩

午後1時00分再開

○議長（石上 良夫君） 再開いたします。

亀尾議員。

○議員（13番 亀尾 共三君） 議長、私1点だけ訂正を求めますので、よろしく申し上げます。

私の一般質問の中で、3つ目に上げておりました核兵器廃絶についての文言の中で、最初に歴代のアメリカ大統領が初めて「核兵器のない世界」を追及することということを申し述べたつも

りだったんですけども、どうも、言った中でアメリカ大統領が初めて「核兵器の世界」と言ったようですので、「ない」ということをつけ加えたいと思います。そのように入れていただくことをお願いします。よろしく。

○議長（石上 良夫君） はい、わかりました。

日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（石上 良夫君） 日程第4、請願、陳情の委員会付託を行います。

6月3日に開催した議会運営委員会までに受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。それぞれの常任委員会に審査を付託いたしますので、報告いたします。

日程第5 議案に対する質疑

○議長（石上 良夫君） 日程第5、議案に対する質疑を行います。

19日に質疑保留のまま議事を継続したことにより、引き続き質疑を行います。

議案第47号から議案第57号までを一括質疑を行います。質疑に当たってはページ、項目等を明示して行われるよう望みます。

なお、質疑は会議規則第54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に質疑をしてください。あわせて所属委員会の所管事項は委員会で十分聞き取りができますので、所属委員会以外の質問をお願いいたします。

質疑の前に上下水道課長より、19日に答弁をしました一部改正したいとの申し出がありましたので許可をいたします。

上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） 上下水道課長でございます。19日の議案第55号、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に対する、植田議員から質問がございました資本費平準化債の使途についてということで、種類については制限がございませんとお答えいたしましたが、正しくは資本平準化債ですので資本費に使途は限定されております。訂正させてやってください。

したがいまして、予算補正でお願いしております給与費等の財源につきましては、4ページの歳出表の財源内訳のとおりでございまして、一般財源を充てさせていただくようにしております。よろしくをお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 議案第47号、南部町個人情報保護条例の一部改正について、質疑あり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 4 8 号、南部町公共料金審議会条例の一部改正について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） なしと認めます。

議案第 4 9 号、南部町営住宅条例の一部改正について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 5 0 号、南部町上水道事業設置等に関する条例の一部改正について。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 5 1 号、南部町消防団条例の一部改正について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 5 2 号、和解及び損害賠償の額を定めることについて。

1 3 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 午前中にも一般質問にしたんですけども、この和解の中でちょっとお聞きすることがありますので、よろしくお願いします。この中で、一番上の方も 2 番目の方にも共通する問題なんですけども、実は平成 2 0 年 7 月 3 日に提出した特別障害者手当の認定請求ということが、云々が書いてあるんですけども、この 7 月の 3 日に提出されたというのは、恐らく進達したのは先ほども一般質問の中でも明らかになったんですけども、この 7 月の 3 日に受領したものとなっておりますけども、これはどういうことでそのことが、受領したということがわかったんでしょうかということと、もう一つは 1 月と 5 月の分も、これ関連するんで聞くんですけど、議案には上がってませんが、受け付けたというのでこれははっきりと受け付け日付というのが記帳されてたと思うんですけども、この 7 月 3 日の分の、あるいは 9 月の 2 4 日ですか、これについてはどういうぐあいでこの日付を、受領したということが証明されたんでしょうかということをお聞きするんですが、どうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。申請書の空白のところにお預かりした日付をメモ書きをしてあったものでございます。

○議長（石上 良夫君） 1 3 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ということは、メモ書きでは到底進達のときには無理だと、そう

いうことはメモ書きではだめだと思んですけども、きちんと日付を、例えば受領したというのは、日付というのはそれぞれの何種類かの申請ですね、一そろいの中にきちんと受領しましたよという印鑑というか、日付を証明できるものをきちんとして進達するというのがこれが原則ということで理解していいんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。日付印は押しませんが、受け付け処理簿の方にそういうふうに記載をしまして、受け付け番号を記載するものでございます。結局、後で不足書類が出ましたときに追加します場合は、例えば公文書でしたら住民票とか所得証明につきましては発行した日にちが出ますので、明らかにお預かりした日より後ろになってまいりますのでさかのぼれないというような状況でございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） この和解の件でございますけども、7月と9月の件でございますけども、お答えでは書類は届いてなくて進達ができなかったということでもありますけども、全部そろってなかったと、そのときに県の方に書類は全部そろっていなかったがどうかということで、県の方には相談はされておられませんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。明らかに書類が整っていないので、県の方には相談しておりません。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第53号、平成21年度南部町一般会計補正予算（第1号）。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 歳出の方で21ページなんですけど、消防費、一番下段ですね、これが消防団員の退職報償金で11名分だったと思んですけど、376万3,000円上がりますね。この金額について云々ではないんですけど、ちょっとお聞きしたいのは、私もかつてはこの消防団に所属しておったんですけども、実は私の、現役というんですか、団員になってた頃から、やめたいんだけどなかなかやめられないと。理由は何だかというかわりに団員が、定数というものがありましたので、欠員ではぐあいが悪いというんで、なかなかやるんですけども思うようにならないと。仕方なしに、仕方なしということはちょっとこれは訂正しますが、お願いし

て団員になってもらうんだけど、なかなか時間的に出られないというような状況があって、今も現役の方に聞くと非常に苦慮しとって、欠員もやむを得んような状況だということなんです。これと関連しまして、裏返しますと、こういうことになっておいて、片方では町長が防災コーディネーターということで力を入れておられるんですけども、これではなくて、防災コーディネーターで防災についての喚起というんですか、知識を持つのも必要でしょうけども住民に、片一方ではやはり人的なマンパワーというものがなくて災害のとき、特にこれから梅雨どきなんですけど、水害のときとかそういうときに大変な状況が生まれることが考えられないけんですよ。そこら辺について、町長にお聞きするんですけども、消防団員の、これ退職金が出てるんでちょうど関連して聞くんですけども、今の消防団員に対する考え方と、それと防災コーディネーターとのことのバランスというんですか、そういうことについてどういうぐあいにとらえて、所見を持っておられるかということをお聞きするんですが、よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 消防団員につきましては、これは正業を持ちながら非常時消防団員としてお世話になっておるということでございまして、おのずと防災コーディネーターとは違うものであります。防災コーディネーターは週38時間ですか、をその地域振興協議会にお勤めをいただくということでございますので、この違いは御理解いただけるのではないかとこのように思います。どのように考えておるのかということですけども、やっぱり消防団員についてはできるだけ速やかに補充をいたしまして、団としての1つの機能を果たしていただくように日ごろから備えておかなければいけないというように思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私のちょっと聞き方が悪かったかもしれませんが、1つは防災コーディネーターの場合は町が直接、自治体が直接雇用するというぐあいにはいかないわけなんです、国からのお金の関係でね。しかし、消防団というもんはこれは公設の消防、つまり町が直接報酬を払ってやるということなんです。それで、もちろん専門ではありませんからそれで一本で食べていけるような状況ではないんで、報酬についての云々ではないんですけども、やはり団員を確保することに非常に苦慮されているということ、そういう状況を十分に理解というんですか、認識されて、行政の方でやはりそれなりの団員加入のことにもっと前向きにとらえるべきだというぐあいに私、思うんですよ。それについて、本当にマンパワーが必要なこういう、いざ災害のときに役に立って、頑張ってもらおう消防団員についての確保のために行政がもっともっと力を入れる、その姿勢が必要だと思うんですが、そのことについてどうなんですか。再度お願

いします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 従来もまあそのように努力しておりますし、ごもっともな御意見だとい
うように思っております。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 5 4 号、平成 2 1 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） なしと認めます。

議案第 5 5 号、平成 2 1 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） なしと認めます。

議案第 5 6 号、平成 2 1 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） なしと認めます。

議案第 5 7 号、平成 2 1 年度南部町水道事業会計補正予算（第 1 号）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） なしと認めます。

日程第 6 上程議案委員会付託

○議長（石上 良夫君） 日程第 6、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、質疑保留のまま会議規則第 3 9 条の規定により、
お手元に配付しております議案付託表のとおり、連合審査を含めそれぞれ所管の常任委員会へ付
託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。

よって、以上の議案につきましてはそれぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。御苦労さんでした。

午後1時15分散会
